

重要 報酬に関する加算届提出の締切について

令和4年3月4日
神戸市監査指導部

新年度の提出期限

1 処遇改善加算計画書

- ① 特例4月15日(金)必着→4月から算定
- ② 特例4月15日(金)必着→5月から算定
- ③ 4月28日(木)必着→6月から算定

2 加算届(下記前年度実績に基づく加算を除く)

通常ルールです。

- ① 4月15日(金)必着→5月から算定
- ② 5月13日(金)必着→6月から算定

3 前年度の実績等により見直しが必要な加算等の届出

各種加算等において年度毎に算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算(就労移行支援体制加算、人員配置体制加算など)を算定している事業所は、年度当初に事業所において自己点検を行ってください。

加算区分等に変更が無ければ、届出は不要です。その場合でも、点検の際に作成した書類については、必ず保存しておいてください。

4月から区分の変更が生じる事業所については、下記期限までに必要書類を送付してください。

- ① 4月15日(金)まで→4月から算定
- ② 4月28日(木)まで→4月から算定可能ですが、データ反映は5月以降となる場合があるため、請求時及び仮審査時に加算届が反映されているか確認して下さい。反映していない場合、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。
- ③ 5月13日(金)まで→6月から算定(加算区分が上がる場合)

※届出後においても、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は、過誤調整の対象となることを、念のため申し添えます。

4 前年度等実績等に基づく基本報酬区分の変更(就労系サービス)

上記3と同様の取り扱いとなります。

就労継続支援B型の基本報酬区分において①平均工賃月額区分(I型・II型)②「生産活動等への参加」等を評価する報酬体系の選択(III型・IV型)については年間でこの期間以外できません。

普通郵便は翌日に届きません。お早めに投函してください。